

令和6年6月19日
青森市総務部契約課長

新型コロナウイルス感染症患者移送業務に係る受託者の指名停止

公正取引委員会は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務（受託者：近畿日本ツーリスト株式会社青森支店）の入札参加業者らが共同し、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていることを認定しました。

このことを受け、本市の競争入札参加業者の指名停止を行いましたのでお知らせします。

指名停止業者及び指名停止期間

業 者 名	期 間
近畿日本ツーリスト株式会社	令和6年6月19日～令和7年3月18日（9箇月）

指名停止理由

令和6年6月18日、青森県において、独占禁止法第3条に違反した事実が指名業者として不相当であるとして、本事案に関し追加で、上記業者に対し6か月間の指名停止措置を行った。

市においても改めて検討を行った結果、独占禁止法第3条に違反した事実が認定されたことは、本市の指名業者として不相当であると認められることから、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領第2条第1項の規定に基づき、別表2の第19号の措置要件（不正又は不誠実な行為）に該当するものとして、指名停止の措置を行うものである。

